

【新 規】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	健康福祉部 保健・疾病対策課
	☐ その他	名 称	
件名	1 妊婦一般健康診査の結果提供体制の構築について		
提案市	伊那市		
提案要旨	令和２年３月２７日付で、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長から「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改訂する告示の交付について」が通知された。改正内容は、「市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとすることを追加する。」であった。 現行の妊婦一般健康診査は、県内統一で実施しており、健診実施の有無のみの確認となっているため、市町村や県が妊産婦の科学的なデータを把握することができない。 母子保健施策支援の更なる向上のために、健診結果のデータ化が必須となる。そのためには、県医師会（産科医療機関）・国保連合会・市町村等での協議調整が必要になるため、県主導の調整による体制整備を要望する。		
提案理由	胎児の健やかな成長のためには、妊婦の健康状況に応じた保健指導が必要であるが、定期的に妊婦健康診査を受診していても、現状では医療機関から健診受診の有無の確認はできるが、妊婦の健康状態を把握できず、ハイリスク妊婦に対し、出産後からの切れ目のない、保健指導が難しい状況にある。 また、母子保健法の改正により、令和２年６月からマイナポータルで妊婦健康診査情報の閲覧が可能となったが、現状は、妊娠中の健診情報がマイナポータル（個人健康情報記録）などへ連携できていない。 ハイリスク妊婦への対応や保健指導、管内別・市町村別の母子保健に関する統計や実態把握がより正確にできるようにするため、医療機関からの検査結果の提供体制と国保連合会でのデータ処理、国保連合会や県での母子保健統計資料の作成や提供体制の構築について、県主導でお願いしたい。		
	晩婚化や高齢出産の増加など、ハイリスク妊産婦が増加する中、胎児の健やかな成長のために早期に対応し、切れ目ない保健指導を実践する		

現況及び課題等	ためには、妊産婦の健診結果のデータ化は不可欠である。 現行の妊婦健診は、県内統一で実施しており、健診実施の有無のみの確認となっているため、市町村や県が妊産婦の科学的なデータを把握することができない。健診結果をより有効に活用できるようにするために、受診券様式の変更、医療機関での健診結果の記載や送付、データ処理によるデータ集積等を行い、母子保健統計資料の提供ができる体制整備の構築が必要と思われる。
関係法令	母子保健法（昭和40年法律第141号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成26年法律第27号）